

## 第6回 「総合的な枠組み必要 住宅再建支援、第3ラウンドへ」

国会決議で08年に法改正が予定されている「被災者生活再建支援法」の見直し点を議論している内閣府の検討会が7月30日、中間報告をまとめた。奇しくもこの日、同法の誕生に深く関わった作家の小田実氏が都内の病院で死去した。75歳だった。阪神・淡路大震災で、住まいを失った人たちに何ら公的支援がない現状を憤り、「これは人間の国か」と告発の書を上梓、市民＝議員立法運動まで組織して闘った。あれから約10年。住宅再建支援をめぐる論戦は第3ラウンドを迎えている。

「住宅本体にも支援金検討 改正中間報告」(毎日新聞)「住宅再建へ助成盛る 大規模災害の被災者支援で中間報告」(朝日新聞)「被災者支援制度 住宅再建にも適用を」(Nikkei Net)…。中間報告を伝えるメディアの見出しは極めて前向きだ。参議院で主導権を握った民主党が支給限度額を300万円から500万円に引き上げ、現行法では認めていない住宅本体の建築・補修費も支給対象とする改正案を秋の臨時国会に提出する方針を固めたとの報道もあった。

知人からは「数年前には夢想だにできなかったこと」と感激のメールまでもらった。一方、霞が関の友人の話によると、参院選の投票日直前、「安倍首相が住宅本体への支給を決断。それも新潟県中越沖地震にさかのぼって適用する」との怪情報が永田町を駆けめぐったという。

政府は、これまで「住宅は典型的な私有財産、税金の投入はあり得ない」としてきた。だから、支援法が認めるのは、あくまで壊れた家の解体・撤去費や住宅を再建する際、資金を借り入れた場合の利子援助など居住安定支援に限られてきた。もし安倍発言が本当なら、これまでの政府見解を180度転換させることになる。草葉の陰で、小田さんもさぞかし喜んでいない。

とまあ、公的保障を求めるサイドにとっては、うますぎる話が続いたが、ことはそう容易ではない。

少し取材を進めてみると、「安倍発言はまったくのガセ。某大臣のミスリードらしい」「財務省の方針はまったく変わっていない。万々にも住宅再建に公金を投入する改正になったら、恐らく徹底して使いにくい制約をつけてくるだろう」といった内幕話を聞いた。

中間報告にしてからが、改正を勧告するような体裁にはなっていない。あくまで論点整理。俎上にのぼっている35の改正項目について「趣旨・利点」と「問題点・疑問」を並記しているに過ぎないのだ。住宅本体(建設費、購入費、補修費)への支援についても次のような問題点が指摘されている。

住宅は個人財産。その保全是自己責任によるべきである 災害発生後の支援措置を過度に充実すると耐震化や地震保険への加入など自助努力を阻害する 大規模災害発生時にはインフラ等の復旧にも莫大な資金が必要。住宅本体まで支援できるか疑問だ。

議論のレベルは第3ラウンドに入っても、支援法ができるまでの第1ラウンド、04年に居住安定支援制度が導入されるまでの第2ラウンドと何ら変化はない。自助努力にこだわる原理主義者は「公的保障を求める論理は聞き飽きた」というが、原理主義者の言い分こそ聞き飽きた。

今は神学論争に明け暮れているときではないだろう。検討会が開かれている間にも能登半島地震、新潟県中越沖地震、さらには豪雨災害と列島を自然災害が席捲し続けている。

議論するなら、もっとコスト比較など実務的な問題を詰めるべきだろう。例えば、復興住宅の建設費は約1500万円、これに家賃減免措置などを加えると1800万円余りとなる。一方、仮設住宅は建設・撤去到約400万円。電気・ガス・水道などライフラインの敷設費、集会所の建設費、撤去後の整地費などを加えていくと1000万円近くになるとの試算もあ

る。住宅再建に500万円出しても仮設住宅や復興住宅の建設数が抑えられれば公費の削減につながることになる。これらを過去の災害に当てはめてシミュレーションしてみるべきだろう。

また、首都直下地震では推定9600万tの震災廃棄物が出る。住宅の応急修理に150万円出せば、このゴミをどの程度減らせるか。こういった試算をすることこそ検討会の役目ではないのか。

とはいえ、「住宅の本体支援に500万円出せばよい」と言い切るのはやや楽天的過ぎるようにも思える。

まず気がかりなのは財政負担が国や自治体に重くのしかかるとの懸念だ。「自然災害から国民を守る国会議員の会」(略称・災害議連)が00年に試算したところによると、全半壊した世帯に最高850万円を支給するのに必要な額は向こう100年間で27兆円。このうち8兆円を自治体が負担するとして毎年、800億円を都道府県と市区町村で積み立てなければいけない。支給額を500万円に抑えても毎年の拠出額は470億円になる。果たして自治体が負担できるのか。来年で10年になる支援金の運用基金は600億円。これで目一杯だろう。

もう一つは、住宅本体に500万円支給したところで年金生活の高齢被災者にはあまり役に立たないという懸念だ。500万円の家は建たない。超過分を工面できなければ制度そのものが絵に描いた餅になる。

どうやら支援法だけにこだわった局地戦だけでは、根本解決にはならない。既存の法律をご破算にして、総合的な「被災者援護法」をつくる。小田さんの願った「人間の国」をつくる叡智を結集する取り組みこそ始めなければいけない。

#### MEMO 被災者生活再建支援法

阪神・淡路大震災を契機に全労済や兵庫県で組織された「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」や、小田実さんを代表とする「市民＝議員立法実現推進本部」の運動が実り、1998年5月、議員立法で成立した。自然災害の被災者で自力再建が困難な世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活支援金(100万円)を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する制度。その後、がれきの撤去や住宅ローンの利子補給などに最高200万円を支給する居住安定支援制度が導入され、2004年4月から実施されている。支給にあたっては国が半額助成する。